

守谷市遊育（あそいく）施設運営委託業務 プロポーザル実施要項



令和7年10月 守谷市

目次

I 募集の概要

1	業務名等	1
2	施設概要	1
3	事業の開始日と事業期間	1
4	事業費限度額	1
5	業務委託事業者の選考方法	1

II プロポーザルに関する事項

1	応募資格要件	2
2	スケジュール	2
3	実施要項等の公表	3
4	施設見学	3
5	実施要項に関する質問	3
6	企画提案書等の提出	3
7	審査基準等	4 ~ 6
8	失格事項	6
9	留意事項	6
10	担当部署及び書類等の提出先	6

I 募集の概要

1 業務名等

- (1) 業務名 守谷市遊育（あそいく）施設運営委託業務
(2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

2 施設概要

名称	守谷市遊育施設（愛称：あそびの森もりっ子）
所在地	守谷市本町631番地の1 守谷市保健センター2階
業務の概要	大型遊具を利用した地域子育て支援拠点事業と、その実施施設の運営及び管理
施設設置根拠	守谷市遊育（あそいく）施設の設置及び管理に関する条例 守谷市遊育（あそいく）施設の設置及び管理に関する条例 施行規則
設置主体	守谷市
開設年月日	令和5年12月1日
構造	鉄筋コンクリート造2階建て （守谷市保健センター2階の1室）
内容	ロールプレイエリア、ベビーエリア、アクティブエリア、 図書コーナー、事務室兼遊具倉庫 ※トイレ、授乳室、給湯室、相談室は保健センターと共用
延べ床面積	216㎡

3 事業の開始日と事業期間

- (1) 事業開始日 令和8年4月1日
(2) 事業期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年）

4 事業費限度額

136,035千円

5 業務委託事業者の選考方法

委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定する。

Ⅱ プロポーザルに関する事項

1 応募資格要件

本プロポーザルに応募する提案者は、次に掲げるすべての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく守谷市の入札応募の制限を受けていないこと。
- (3) 業務等に対応する営業種目について守谷市競争入札参加資格規程（平成15訓令第13号）第10条に基づく、令和7・8年度競争入札参加有資格者名簿に登録された者であること。
- (4) 守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領（平成6年規程第10号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 守谷市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成20年告示第76号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続中でないこと。
- (7) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (8) 本業務と類似する事業（児童福祉事業）の実績を過去3年以上有していること。（類似する事業の例：地域子育て支援拠点事業、子育て支援施設、児童センター、放課後児童クラブ、大型遊具を設置したあそび場等）

2 スケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとする。

なお、日程等に変更が生じた場合は、市ホームページで周知するとともに、申込書を提出した者に対して通知する。

実施要項等の公表	令和7年10月6日（月）
施設見学の申込期間	令和7年10月6日（月）～10月14日（火）
施設見学	令和7年10月16日（木）～10月23日（木）
質問の受付期間	令和7年10月6日（月）～10月24日（金）
企画提案書の提出	令和7年10月31日（金）～11月13日（木）
一次選考（書類審査）	令和7年11月21日（金） 予定
二次選考（プレゼンテーション）	令和7年12月4日（木） 予定
選考結果の通知	令和7年12月下旬

3 実施要項等の公表

実施要項及び様式等は、市ホームページにて掲載する。

実施要綱等、令和7年10月6日（月）～10月14日（火）までにダウンロードする。

4 施設見学

（1）申込方法

希望される場合は、希望する日時を令和7年10月14日（火）までに守谷市地域子育て支援センター宛てメールで申し込む。

メールアドレス kosodate@city.moriya.ibaraki.jp

（2）日程の詳細

日程の調整後、令和7年10月15日（水）までに、申込者に対しメールで回答する。

5 実施要項に関する質問

（1）受付方法

ア 本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第7号）に記入の上、守谷市地域子育て支援センター宛てメールで提出すること。

メールアドレス kosodate@city.moriya.ibaraki.jp

イ メールの件名は「守谷市遊育施設運営委託業務（質問）【団体名】」と明記し、必ず着信確認を行うこと。

（2）提出期限

令和7年10月24日（金） 午後5時必着

（3）回答方法

寄せられた全ての質問に対する回答を令和7年10月29日（水）までに、市ホームページに掲載する。

6 企画提案書等の提出

（1）提出部数

正本1部、副本13部（複写可）を提出する。

（2）提出先

守谷市地域子育て支援センター 守谷市野木崎1947番地の2

（3）申込期間

令和7年10月31日（金）～令和7年11月13日（木）午後5時必着
土日、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、正午から午後1時の間を除く。

（4）応募に際しての留意事項

ア 企画提案書等の提出形態は次のとおりとする。

- ①原則全てA4判の用紙を用い、通し番号（ページ数）を付すこと。
- ②企画提案書はA4用紙10頁までとする。（表紙・目次は含まない）
- ③原則として正本は両面コピーを不可とし、副本は両面コピー可とする。
- ④種類毎のインデックス（1.申込書 等）を付け、正本の表紙及び背表紙には応募事業者名を記載して提出すること。

※匿名で審査するため、副本には応募事業者名は記載しないこと。

※別紙「提出書類一覧」を参照の上、提出書類を持参する。（郵送不可）

イ 事前に持参する日時を守谷市地域子育て支援センターに連絡すること。

ウ 企画提案書等提出後に辞退をする場合は、書面により申し出ること。

エ 市から追加書類の提出を求めることがある。

7 審査基準等

（1）基本事項

応募資格に掲げる条件をすべて満たしていることが確認できた業者に対し、守谷市遊育施設運営委託業務プロポーザル方審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、事業者を選定する。審査内容は、別紙「評価基準表」に従い、採点を行う。

（2）評価方法等

ア 運営委託事業者は、審査委員会の評価に基づき市長が決定する。

イ 選考は、評価基準表に基づき、応募があった全事業者を対象（失格事項がない場合に限る）に書類審査（一次）及びプレゼンテーション（二次）による審査を行う。

ウ 審査は非公開とする。

（3）プレゼンテーション

ア 開催日時

令和7年12月4日（木）を予定

※各提案者の集合等については、別途メールで通知する。

なお、プレゼンテーションの順番は申込書の受付順とする。

イ 開催場所

守谷市役所 庁議室（庁舎3階）

ウ 時間

各提案者の説明等の時間は、35分（プレゼンテーション20分、質疑応答15分）とする。

エ 出席人数

プレゼンテーションにおける各提案者の出席人数は、3人以内とする。

なお、本業務において施設管理者として配置になることを予定している者

は必ず出席すること。

オ 注意事項

- ①短時間でのプレゼンテーションを予定しているため、時間内での実施に配慮すること。
- ②企画提案書に沿って説明すること。
- ③プレゼンテーションに当たり、提案者は市が用意するモニターを使用することができる。その他必要な資機材（ノートパソコン等）は、提案者が用意すること。
- ④概要説明及び質疑応答を行う者は、本業務の施設管理者が行うこと。
なお、補足説明等はプレゼンテーションに出席する者が行ってもよい。
- ⑤提案者が1社の場合であってもプレゼンテーションを実施し、その内容が優秀であると認められる場合は、候補者として選考するものとする。

（４）審査の内容

審査は、主に次の内容とする。

ア 提案内容が各種法令等に適合していること。

イ 本実施要項、Ⅱ プロポーザルに関する事項「１ 応募資格要件」を満たしていること。

ウ 提出書類の記載内容・提案内容

【審査項目】

- １．事業者の実績
- ２．施設長の経歴等
- ３．運営方針
- ４．安全対策・危機管理
- ５．事業内容（自主事業の提案含む）
- ６．業務実施体制
- ７．見積金額の妥当性

（５）配点

審査項目は、採点者１人につき１００点を配分し、満点を１００点とする。

（６）審査点の算出

審査点の算出は、原則として採点者の点数を合計し算出する。

審査項目は、評価基準表に示す配点に応じて採点する。

（７）評価の方法

審査点を算出し、最も高い者を事業者として選考する。

審査点が最も高い者が複数ある場合は、審査委員会の合議による優劣の比較審査を行い、審査項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定する。審査の結果、合計評価点の６割（６００点）に満たない応募者については、

応募者が1社であっても選考しない。

(8) 選考結果の通知

選考結果は、応募事業者全員に、令和7年12月下旬に通知する。

(9) 事業実施に係る協議

市は、選考の結果、審査により獲得した点数の最上位者と事業実施に係る協議を行う。この場合において、市が委託事業として実施するための条件を付する場合がある。また、当該協議が合意に至らない場合は、次点者から順に協議を行う。ただし、市が設定する審査基準において、0点の審査項目があった場合には、点数に関わらず失格とする。(別紙「評価基準表」を参照)

8 失格事項

応募事業者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 資格要件に違反した場合
- (3) 提出書類に不備、遺漏があり、審査委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) 事業開始日までに資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) 見積金額が事業費限度額を超えている場合

9 留意事項

- (1) 応募に関して必要となる費用は、全て応募事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (3) 提出期間の締切日以降における提出書類の差替え、修正、追加は認めない。
ただし、審査委員会からの要請があったものについてはこの限りではない。
- (4) 提出書類等は、守谷市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (5) 本募集内容を定めるもののほか、必要な事項については市が別に定める。
- (6) 提出された書類は、本プロポーザル以外に無断で使用しない。
- (7) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

10 担当部署及び書類等の提出先

守谷市こども未来部 のびのび子育て課 地域子育て支援センター
〒302-0117 守谷市野木崎1947番地の2
電話番号 0297-45-2462
メールアドレス kosodate@city.moriya.ibaraki.jp